

開発・改良した商品等のテストマーケティング募集要項

1 目 的

今年度、倉敷市主催の「個別商品相談会」に参加した事業者のほか、希望する事業者を対象に、開発・改良した商品などのテストマーケティングを実施します。ターゲットの明確化・売れ行き予測などの市場調査を行い、高梁川流域圏の地域資源となる特産品について首都圏等での販路開拓・拡大や、知名度向上につなげていただきます。

2 主催

倉敷市（高梁川流域連携中枢都市圏事業）

3 事業内容

下記会場で商品の販売及び来場客向けアンケートを実施し、事業終了後、書面にて売上実績とアンケート調査内容を事業者に報告し、商品および営業活動の改善点等のアドバイスを実施します。（アドバイザー：㈱コンタン 代表取締役 鈴木正晴 氏）

①TSUTAYA BOOKSTORE 下北沢

実施場所 TSUTAYA BOOKSTORE 下北沢（東京都世田谷区北沢2丁目11-15）
（HP：https://store-tsutaya.tsite.jp/store/detail?storeId=2237#store_base）

実施期間 令和5年11月15日（水）～11月30日（木）

対象商品 高梁川流域圏の地域資源となる雑貨・食品・加工品（常温のみ）

②YORIMICHI MART - SHINJUKU DELISH PARK

実施場所 小田急エース北館 YORIMICHI MART（東京都新宿区西新宿1丁目西口地下街）
（HP：<https://www.odakyu-dept.co.jp/shinjuku/food/delish-park/index.html>）

実施期間 令和5年12月1日（金）～12月7日（木）

対象商品 高梁川流域圏の地域資源となる雑貨（食雑貨のみ）・食品・加工品（冷蔵・冷凍も可）

各店舗 売り場イメージ



①TSUTAYA BOOKSTORE 下北沢



②YORIMICHI MART

※期間中、希望があれば出品事業者は店頭での販売参加が可能です。ただし、詳細は要

相談となります。(交通費・宿泊費等は自己負担)

※①～②の両方へ申請が可能です。審査にて、申込商品に最も適した、テストマーケティング会場を決定しますので、希望する会場への参加が出来ない場合もあります。あらかじめご了承ください。

4 販売等にかかる条件（各会場共通）

- (1) 消化仕入れとします。
- (2) 商品納品・返品は出店事業者が送料負担をお願いします。※商品の納品方法は、別途ご連絡します。
- (3) 販売期間終了時に残った商品は返品（着払い）致します。
- (4) 賞味期限が切れた商品は、返送を希望する場合を除き、販売店で処分致します。
- (5) 販売による収益及び販売手数料等の授受は、(株)コンタンと直接行っていただきます。
- (6) 事業者負担は不要です（会場までの商品搬送費は自己負担）
会場費、水道光熱費、装飾費の負担金はありません。
※会場ブースに設置する標準設備以外の什器を使用する場合は自己負担となる場合があります。
- (7) 販売手数料は販売金額の30%を販売手数料といたします。
- (8) PL保険への加入が必要です。

5 募集事業者

8～18事業者程度 ※応募者の中から提出物を基に選考の上、決定します。

※選考の結果（不採択の理由等）に関する問合せ等には応じかねますので、あらかじめご了承ください。

6 募集期間

令和5年9月15日（金）から10月31日（火）17時（必着）

7 応募資格

高梁川流域圏の地域資源となる開発・改良した商品等を有し、積極的に首都圏等での販路開拓・拡大や、知名度向上を目指す食品・加工品・雑貨事業者で、次の要件を全て満たす必要があります。

※以下とは別に、今年度、倉敷市主催の「個別商品相談会」でアドバイスを受け「高梁川流域圏内地域資源商品改良事業補助金」の交付を受けた事業者は必須参加となります。

- (1) 高梁川流域圏に本社又は主たる事業所を有すること。
- (2) 暴力団員等に該当する者、暴力団若しくは暴力団員等の統制下にある者、又は暴力団若しくは暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者のいずれでもないこと。
- (3) 事業者又はその役員等が、訴訟や法令遵守上の問題を抱えていないこと。
- (4) ①食品衛生法、②JAS法(日本農林規格等に関する法律)、③農薬取締法、④健康増進法、⑤薬機法、⑥景品表示法(不当景品類及び不当表示防止法)、⑦計量法等及びJIS規格(日本工業規格)等、関係法令等に定める規定に違反していないこと。※雑貨事業

者については⑥～⑦のみ

- (5) 原材料の調達から納品までの全工程において、品質・衛生管理が適正であること。
- (6) 厚生労働省が掲げる HACCP に沿った衛生管理に取り組んでいること又は今後対応予定であること。※食品事業者のみ
- (7) 各種保険等に参加する等、事故等が発生した場合に被害者の救済が確実にできること。
- (8) 特別なノウハウや秘密事項については、自社で予め法的保護を行うこと。

8 申込方法

(1) 提出物・提出方法

下記の①及び②をご記入の上、Eメール（shinfo@optic.or.jp）でお申込みください。

①参加申込書

②商談シート

※開発・改良した商品以外の既存商品も申請可能。

※商品は複数申込が可能です。（販売スペースに限りがありますので、商品点数の調整をさせていただきます場合があります。）

※食品事業者、雑貨事業者で商談シートの様式が異なります。

※商品サンプルが選考で必要な場合がありますので、その際は、別途ご連絡致します。

※①及び②の提出書類は、岡山県産業振興財団の Web サイトからダウンロードできます。

https://www.optic.or.jp/okayama-ssn/event_detail/index/3022.html

※ご提出いただいた申込書類及び添付書類などについては返却いたしません。

※応募に係る費用は、すべて応募者の負担となります。

※お伺いする個人情報公益財団法人岡山県産業振興財団からの情報配信及びお問い合わせの回答等の連絡や本事業の円滑な遂行及び改善のための分析に使用します。

9 お申込み・お問い合わせ先（受託者）

公益財団法人岡山県産業振興財団 経営支援部 中小企業支援課 担当：赤木、大村
〒701-1221 岡山市北区芳賀 5301（テクノサポート岡山）

電話：086-286-9677 FAX：086-286-9691 Eメール：shinfo@optic.or.jp